

通 商 産 業 省

7 産局第 8 9 0 号

平成 8 年 1 月 4 日

各 通 商 産 業 局 長

( 沖 縄 総 合 事 務 局 長 )

製 品 評 価 技 術 セ ン タ ー 所 長

各 都 道 府 県 知 事

製 品 安 全 協 会 会 長 名

あ て

通 商 産 業 省 大 臣 官 房 商 務 流 通 審 議 官 ( 名 )

消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 関 係 の 運 用 及 び 解 釈 に つ い て

上 記 の 件 に つ い て は、従 来 昭 和 6 1 年 6 月 2 0 日 付 け 6 1 産 局 第 4 5 9 号 に 定 め る と ころ に よ っ て き た が、消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 施 行 令 及 び 消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 関 係 手 数 料 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 ( 平 成 7 年 政 令 第 2 6 3 号 ) の 施 行 等 に 伴 い、下 記 の と お り 定 め、平 成 8 年 1 月 1 日 か ら 適 用 す る の で 通 知 す る。

な お、昭 和 6 1 年 6 月 2 0 日 付 け 6 1 産 局 第 4 5 9 号 ( 消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 関 係 の 運 用 及 び 解 釈 に つ い て ) は、平 成 7 年 1 2 月 3 1 日 限 り で 廃 止 す る。

記

1 特 定 製 品

消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 施 行 令 ( 昭 和 4 9 年 政 令 第 4 8 号 ) 別 表 第 1 の 上 欄 及 び 別 表 第 2 に 掲 げ る 特 定 製 品 の 解 釈 は、次 の と お り と す る。

(1) 乳 幼 児 用 ベ ッ ド

「 乳 幼 児 用 ベ ッ ド 」 と は、乳 幼 児 の 睡 眠 又 は 保 育 の 用 に 供 さ れ る ベ ッ ド を い う。こ の う ち 規 制 の 対 象 と な る の は、脚、床 板 及 び 枠 を 有 す る 構 造 の も の で あ っ て、主 と し て 家 庭 に お い て、出 生 後 2 4 月 以 内 の 乳 幼 児 の 睡 眠 又 は 保

育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。

この場合において、

次に掲げるものは、家庭において24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用されることがあるが、その使用目的、構造等から、規制の対象とはしない。

イ シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる乳母車、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等

ロ 籐製、合成樹脂製等のかごであって、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるもの

ハ かご等をハンモック式に吊りさげたいわゆるハンモック式ベッド

ニ ベビーサークル（ただし、床板を有するサークル兼用ベッドは規制の対象とする。）

「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、専ら病院、保育所等乳幼児の保育に関する専門的な知識及び経験を有する者が存する施設において使用することを目的として設計されるものについては、設計又は検収の段階でそれらの専門的な有資格者による安全性のチェックが行われ、また、使用の態様についてもそれらの有資格者による適切な使用管理が行われることが期待されるので、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。したがって、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであって、医師、看護婦、保母等が仕様を定める等により特別に注文して製造されたものは、規制の対象とはならないが、他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであってもそれが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象となり、また、デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において使用することを目的として設計したもの」に該当し、したがって規制の対象となる。

「出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的とし

て設計したもの」としたのは、運動神経が未発達であり、その安全の確保について特別の配慮をする必要があるのは、通常、出生後24月以内のいわゆる乳幼児であるので、規制の対象をこのような乳幼児の睡眠又は保育用のベッドに限定する趣旨である。

したがって、二段ベッドのように通常出生後24月を超える幼児の睡眠に使用されるベッドは、規制の対象とはならない。

なお、出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計されたものである以上、当該乳幼児用ベッドがたまたま例えば30月の乳幼児の睡眠又は保育に使用するため購入する消費者に販売されたとしても、規制の対象となることはいうまでもない。

「揺動型」とは、ベッド本体を揺り動かすことができる構造のものをいい、具体的にはベッドの脚部に湾曲した木材等を取り付けているいわゆるシーソー式ベッド（ゆりかごを含む。）がこれに該当する。

## (2) 登山用ロープ

規制の対象となる「登山用ロープ」とは、通常ザイルと呼ばれているもののうち、岸壁や急傾斜の氷雪面等の登はん又は下降中にスリップ等で登山者が墜落した場合に、登山者の身体の落下を止めるために、身体確保用として用いられるロープをいう。したがって、荷物運搬用ロープ、あぶみ用ロープ、雪崩ひも等は、表示又は販売方法によりその旨が明らかにされている場合は、規制の対象とはならない。また、漁業用、工業用等ロープは、通常表示又は販売方法により、登山用として使用されないことが明らかにされているので、規制の対象とはならない。

なお、登山用ロープについては、使用者がロープの性能をよく理解して使用することが安全確保の観点から特に必要であるので、呼び径、衝撃応力、せん断衝撃応力等が表示されていることが望ましく、この趣旨に沿って関係業界を指導されたい。

## (3) 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」とは、通常家庭内で使用されるなべ及びかまのうち、その使用状態において本体にふたが固定され、内部に発生した水蒸気が容易に外部にもれない構造になっているものであって、内部の水

蒸気により内部に圧力がかかるものをいい、専ら炊飯又は食物を煮るために使用されるものをいう。

したがって、通常業務用に使用される大型の圧力なべ及び圧力がまは、対象としない趣旨から、その内容積は10リットル以下のものに限定しているが、この「内容積」とは、圧力なべ及び圧力がまに水を満たしたときの容積をいう。

また、内部の圧力は9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用されるように設計したものに限っているので、ふたをばねで押さえる等の方法を採用している炊飯器等であって内部に9.8キロパスカル以上の圧力がかからないいわゆる「新圧力式」等といわれるもの又はそれに類するものは規制の対象にならない。

なお、「9.8キロパスカル以上のゲージ圧力」とは、外部の気圧よりも内部の気圧の方が9.8キロパスカル以上高くなっていることをいう。

#### (4) 乗車用ヘルメット

「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。

なお、玩具、スポーツ用のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならないのは当然である。

#### (5) 野球用ヘルメット

「野球用ヘルメット」とは、硬式野球ボールを使用して野球の練習又は試合を行う者が、硬式野球ボール等が頭部に当たった場合に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。

軟式野球ボール又は準硬式野球ボールを使用して野球の練習又は試合を行う者が着用するヘルメットについては、通常は硬式野球ボールを使用して野球の練習又は試合を行う者が着用するものと同様である場合が多いため「野球用ヘルメット」として取扱う。ただし、表示又は販売方法により軟式野球用又は準硬式野球用にしか使用できないことが明らかにされている場合は、規制の対象としない。

なお、玩具、野球用ヘルメット以外のスポーツ用のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「野球用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならないのは当然である。

#### (6) ローラスケート

「ローラスケート」とは、靴が装着でき、リンク、舗装路面等を滑走することを目的として設計されたスケートをいう。このうち規制の対象となるのは、前部及び後部にそれぞれ二個の車輪を並列に取り付けたものに限定され、靴が装着される部分の最大の長さが18センチメートル未満のもので車輪にベアリングを用いていないものを除いたものとする。したがって、車輪が一行列に取り付けられているもの（アイススケートの練習用のもの等）及び靴が装着される部分の最大の長さが18センチメートル未満のもので車輪にベアリングを用いていないもの（幼児が屋内で使用する玩具等）は、規制の対象とはならない。

## 2 検定等

### (1) 検定

検定の業務は次の機関が行う。

登山用ロープについては、製品評価技術センターが検定を行う。

乳幼児用ベッドについては、製品安全協会（以下「協会」という。）及び協会の委託に基づいて指定検査機関が検定を行う。ただし、北海道、九州及び沖縄地区に係る検定は、申請者より協会へ申請させた上、協会の依頼に基づき、検定の一部を製品評価技術センターが行い、安全基準に適合した場合には、同センターが第一種特定製品に対し所定の表示を付することとする。

### (2) 製造事業者等が行うリースと消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）第4条との関係

特定製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定製品を直接一般消費者に対価を得て貸与すること（いわゆるリース）は、販売には該当しないので法第4条の適用はない。しかしながら、消費者の安全確保の観点から、リースに係る特定製品についても、法第4条第1項第1号の検定を受け、これに合格して法第7条の規定に基づく表示の付されたものを貸与することとするよう

強力に指導されたい。

(3) 販売等に係る例外の承認の申請等

イ 消費生活用製品安全法施行規則（昭和49年（農林省）令第1号。  
（通商産業省）

以下「規則」という。）第2条第1項の「特定製品が輸出用のものであることを証する書面」とは、製造又は販売を行う者が輸出を直接行う場合（輸出業者と輸出代行契約を締結している場合を含む。）にあっては輸入業者との売買の契約書、信用状、輸出承認書、輸出申告書（銀行認証用）、インボイス及び輸出申告書（税関用）のいずれか一つの写し、それ以外の場合にあっては輸出業者との当該製品が輸出されることが明記された売買の契約書の写しとする。

ロ 法第4条第2項第2号に規定する輸出用以外の特定用途に供する特定製品として例外の扱いを認められるものとは、特定の需要家に使用され、又は試験用等特定の方法で使用されるもので、一般消費者の手に渡らないものをいい、その申請は販売の都度行うこととする。

したがって、例外承認申請書の「承認を申請する理由」には特定製品が一般消費者の手に渡らない理由を明記させることとする。

ハ 輸出用例外届出書及び例外承認申請書に記載する「性能の概要」については、試験又は検査の結果に基づく性能の概要を記載する必要は無く、設計上の性能の概要を記載することをもって足りることとする。

なお、「性能の概要」としては、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。

乳幼児用ベッド

耐衝撃性（乳幼児用ベッドの検定の方法（通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号。以下「省令」という。）別表第1の検定の方法をいう。）11の試験方法によってベッドに砂袋を連続落下させたときの衝撃に耐える回数をいい、「乳幼児用ベッドの安全基準（省令別表第1の安全基準をいう。以下において同じ。）11の規定に適合」又は砂袋の落下回数で表す。）

登山用ロープ

衝撃応力（登山用ロープの安全基準 2 に規定する衝撃応力をいい、ニュートンで表す。）

家庭用の圧力なべ及び圧力がま

使用最高圧力（家庭用の圧力なべ及び圧力がまの安全基準（省令別表第 1 の 2 の安全基準をいう。以下同じ。） 7 に規定する使用最高圧力をいい、キロパスカルで表す。）

乗車用ヘルメット

衝撃吸収性（乗車用ヘルメットの安全基準 5 に規定する衝撃吸収性をいい、メートル毎秒毎秒で表す。）

野球用ヘルメット

衝撃吸収性（野球用ヘルメットの安全基準 6 に規定する衝撃吸収性をいい、メートル毎秒毎秒で表す。）

ローラスケート

走行性（ローラスケートの技術上の基準（省令別表第 1 の 2 の技術上の基準をいう。） 6 の試験方法によって測定するローラスケートの性能をいい、「ローラスケートの安全基準 6 の規定に適合」又はローラスケートが円滑に走行できる走行試験条件で表す。）

#### (4) 表示

省令別表第 3 に規定する表示は、内円の直径（ $D$ ）が内径 5 mm 以上であって、「安全」の文字は下図のとおりとする。

安全の文字



### 3 製造事業者の登録及び第1種特定製品の型式等

#### (1) 登録の申請

イ 登録番号は、品目ごとに通し番号とし、様式は「 - （前2ケタは次表に掲げる事業区分の番号、後3ケタは事業者番号）」とする。

事業区分	番号
乳幼児用ベッドを製造する事業	05
登山用ロープを製造する事業	08

ロ 登録をする際の審査は、書類審査及び実地審査により行うこととする。

ハ 特定製造設備及び特定検査設備の数については、当該製造事業者の第1種特定製品の製造数量に応じたものとする。

ニ 特定製造設備については、それが他の者と共同して設置した場合にも認めることとするが、この場合は、申請者が当該設備を通常自由に使用しうることを証明する書類（当該設備の使用についての共同設置者との契約書等）を添付させることとする。

ホ 特定検査設備については、それが他の者と共同して設置した設備である場合においても認めることとするが、この場合は、申請者が当該設備を通常自由に使用しうることを証明する書類（当該設備の使用についての共同設置者との契約書等）を添付させることとする。

ヘ 規則第4条第2項第5号（規則第11条の2第3項において準用する場合を含む。）の「法第8条第2項第6号の措置をとっていることを証する書面」とは、規則第5条第1号又は第2号の契約書の写しをいう。

ト 規則第15条の3第2項第3号の「法第32条の6第1項第5号の措置をとっていることを証する書面」とは、規則第15条の5において準用する規則第5条第1号又は第2号の契約書の写しをいう。

(2) 法第8条第2項第6号の措置の基準

イ 規則第5条第2号（規則第15条の5において準用する場合を含む。）の被害者に対する損害賠償措置において2以上の者を共同被保険者とする保険契約を保険会社と締結するときは、保険期間中のてん補限度額は共同被保険者数に3千万円を乗じた額以上とする。

ロ 損害賠償措置の継続については、保険期間が終わる2週間前までに継続して損害賠償措置をとった旨を証する書類を提出させることとする。

(3) 型式の承認の申請

イ 型式の承認番号は、「 - - - - （最初の5ケタは登録番号、次の3ケタは承認番号、次の2ケタは年次番号（歴年の下2ケタ）、次の2ケタは月番号）」とする。

ロ 省令第14条第2項の「検査の方法を説明した書類」とは、原則として省令第16条第1項に規定する検査規程をいう。

(4) 法第26条第1項ただし書第2号（法第32条の4第2項において準用する場合を含む。）及び法第32条の7第1項ただし書第2号の例外の承認  
本承認は、使用の特殊性、需要家の限定性、製造数量の限定性等を考慮してケースバイケースに行うことになるので、本省に照会されたい。

4 雑則

(1) 報告の徴収

法第83条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収は、規則第27条に規定する場合を除き、報告の徴収を必要とする理由（例えば立入検査の参考にする等）を付した文書により徴収すること。

なお、販売事業者からの報告の徴収は、原則として、本法に基づく規定に違反したとき又はそのおそれがあると認められたとき（例えば表示の付していない特定製品の販売を行った場合、あるいはそのおそれがある場合等）に行うものとする。

(2) 立入検査

イ 都道府県知事が行う販売事業者に対する立入検査は、表示の付していない特定製品を販売していないかどうかの検査を中心とする。

ロ 上記の立入検査に関する細目については、別途定める立入検査実施要領  
によることとする。